

Q 収益の向上とは、どのようなことを言うのですか。

A イベント等の収支において、収入が増える（入場料などの内容は問いません。）ことを言い、その収益を次の満足度向上につなげる好循環を創り出すことを目的としています。

Q 収益の向上等を図る取組の例として、どのような取組がありますか。

A 取組内容の例としては、下記のような取組を想定しています。

- ・入場料や参加費を徴収するなどによる有料化
- ・花火大会での特別観覧席の販売
- ・イベント内容と関連、または観光資源を活用した体験の販売 など

そのほかにも対象となる場合がありますので、応募を考えている取組のアイデアがありましたら、ご相談ください。

Q 地域の観光資源とは、どのようなものですか。

A 地域のお祭り、郷土芸能、特産品、文化、場所、風景などを指します。
観光資源に該当するかどうか分からない場合は、ご相談ください。

Q 興行又は営利を目的として開催されるイベント等とは、どのようなイベントですか。

A 観客を集め、料金を徴収することを目的として開催される演劇（芸能）、音楽、映画、スポーツなどのイベント（プロスポーツの観戦など）のほか、企業等が営業活動の一環として行うイベント等を指します。

Q 収益が上がらなくても満足度が向上する取組であれば応募できますか。

A 本事業は、満足度が向上する取組かつ収益が向上する取組を助成対象としていますので、満足度が向上するだけの取組は助成の対象となりません。

Q 収益が上がる取組であれば満足度が向上する必要はありませんか。

A 本事業は、満足度が向上する取組かつ収益が向上する取組を助成対象としていますので、収益が上がるだけの取組は助成の対象となりません。

Q 助成対象となる経費には、どのようなものがありますか。

A 収益の向上等を図る取組を実施する際に必要、直接関係する経費で、業務の委託料やアドバイザー招聘費、備品購入費、決済システム導入費、広告掲載費などがあります。

ただし、収益の向上等を図る取組の実施の有無に関わらず発生する経費は助成の対象

外となります。例えば、会場借用料、警備委託料、開催告知のみの広告費などは本取組を実施しなくても発生するものですので助成対象外となります。入場料を徴収することによりイベント等の全体経費が助成対象になるわけではありません。

なお、収益の向上等を図る取組を次年度以降も継続する際に発生する経費（例えば、花火大会の特別観覧席を設置する際に必要な資材のレンタル費など）は、申請年度に実施するイベント等に関し助成対象となります。

判断が難しいケースもありますので、詳しくはご相談ください。

Q 新規イベントは助成の対象外ですか。

A これまでに開催の実績がない新規イベントであっても、助成対象事業に該当すれば助成の対象となります。ただし、収益の向上等の取組に直接関係する経費のみが助成の対象となり、収益の向上等を図る取組の実施の有無に関わらず発生する経費は助成の対象外となります。

なお、新規イベントの場合、前回実績がなく収益が向上したか比較できませんので、収益が発生することを向上とみなします。

Q 消費税も補助対象となりますか。

A 消費税の課税事業者でない場合、または、簡易課税制度を選択している場合は、消費税も補助対象となります。この場合、前年度の決算書、簡易課税制度を選択している場合は消費税簡易課税制度選択届出書の写しを提出してください。

Q 事業完了と実績報告について。

A 必ずしもイベント等が終了している必要はなく、収益化の取り組み（決済システムの導入、支払いなど）が完了し、期限までに実績報告書が提出できれば申請可能です。この場合、イベント等の終了後には、そのイベント等の実績について別途提出してください。